

新型コロナウイルス感染拡大の影響による 休業・失業で生活資金にお悩みの皆さまへ

特例資金貸付は令和3年3月末までです！！

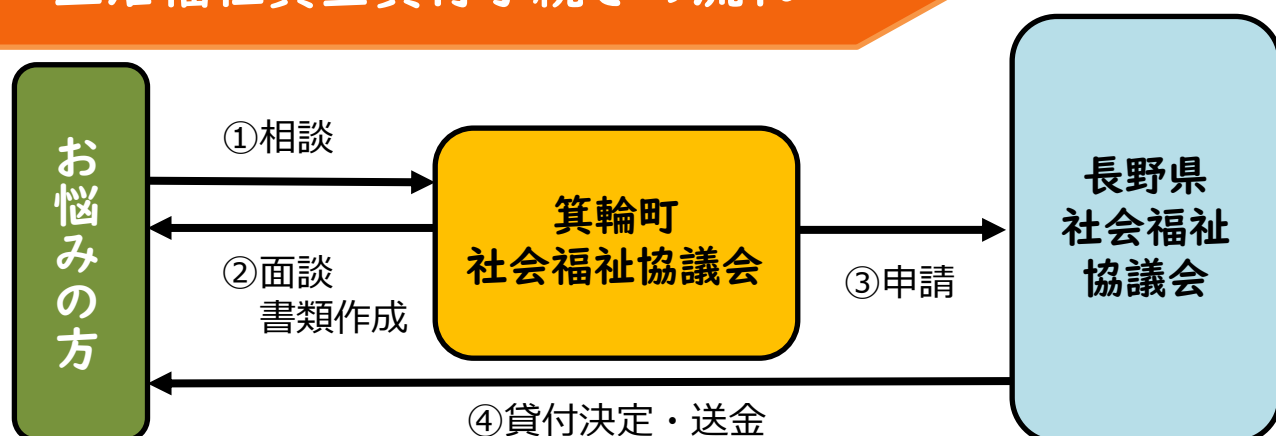
長野県社協では、以前より低所得世帯に対して生活費等の資金貸付を行う「生活福祉資金貸付制度」を実施しております。

この度、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金と総合支援資金の特例貸付を実施します。

貸付のご相談は、下記「問い合わせ先」へお願いします。

既に、総合支援資金特例貸付を受けている方は「3ヶ月延長」についても下記までご相談ください。

生活福祉資金貸付手続きの流れ



【問い合わせ先】箕輪町社会福祉協議会

☎ 70-7075 相談専用番号

✉ soudan@minowa-shakyo.or.jp

相談時間：月～金曜日（祝日は除く）

8：30～17：00

相談は予約が必要となります。事前にお問い合わせください。

緊急小口資金特例貸付 令和3年3月末まで

■対象者

**新型コロナウイルスの影響を受け
収入減少があり、緊急かつ一時的な生計
維持のため、貸付を必要とする 世帯**

■貸付上限額 10万円以内（1回）

※ただし、自営業者、世帯人数が4人以上、
新型コロナウイルス感染症の罹患者や要介護者
がいる世帯は 20万円以内（1回）

■据置期間

1年以内

■償還期間

2年以内（24ヶ月）

・収入が年金のみの世帯、生活保護受給者
世帯、暴力団関係者は貸付対象になりません。
また、虚偽などの不正が認められた場合、申
請は受理いたしません。

■貸付利子・保証人

無利子・保証人不要

※ただし3年目から延滞利子年利3%発生

■ご用意いただくもの

- ①本人確認できる書類
(運転免許証等の身分証明書)
- ②振込口座（本人名義）が確認できる
通帳またはキャッシュカード
- ③申込者の印鑑
- ④収入減少がわかるもの
給与明細書、通帳等の入金履歴 等
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける
前後の給与状況が確認できる物
- ⑤1ヶ月分の収支がわかる家計表

総合支援資金特例貸付 令和3年3月末まで

■対象者

**新型コロナウイルスの影響を受け
収入減少や失業により生活が困窮し、日常
生活の維持が困難となっている 世帯**

- ・失業等給付、年金等を受けている場合で
あっても、その金額だけでは生活費を賄
うことができない時は貸付可能です。
- ・借受人は65歳未満の者と定めていますが、
今回はこの限りではありません。
- ・まいさぼ上伊那の支援員と面談、3ヶ月間
の生活状況を報告することが必須です。

■ご用意いただくもの

上記「緊急小口資金特例貸付」で、ご用意
いただくものに加えて

- ①世帯全員の健康保険証又は住民票
- ②緊急小口資金特例貸付決定通知書
- ③1ヶ月分の収支がわかる家計表

■貸付上限額

単身世帯：月15万円以内

複数世帯：月20万円以内

※貸付期間：原則3ヶ月以内

2ヶ月目から毎月10日に振込まれます

■据置期間

■償還期間

1年以内 10年以内（120ヶ月）

■貸付利子・保証人

無利子・保証人不要

※ただし11年目から延滞利子
年利3%が発生します。

■延長（3月中に申請済の方）

単身世帯：月15万円以内

複数世帯：月20万円以内

※貸付期間：原則3ヶ月以内

総合支援資金特例延長について

総合支援特例貸付は3ヶ月を原則に借入申込みを受付していますが、下記対象に該当する場合は、貸付期間を延長できる場合があります。

生活福祉資金貸付延長条件と手続き

<対象> ①～③すべてを満たす人

- ①総合支援資金特例貸付が決定している借受人がいる世帯で、借入理由となった世帯員が、貸付期間の3月目において、引き続き、新型コロナウイルスの影響による収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること。
- ②上記世帯員が、引き続き「まいさぼ上伊那」の支援員との面談、家計相談を受け、3ヶ月間の生活状況を報告すること。
- ③令和3年6月までに3月目である貸付期間が到来すること。

<ご用意いただくもの>

- ・「生活福祉資金貸付決定通知書」（総合支援資金）
- ・通帳（貸付金の入金から3ヶ月間分が記帳されているもの）
- ・申請者の印鑑

<提出書類> ※社協にてご記入いただきます

- ・総合支援資金特例貸付借入申込書【延長】
- ・総合支援資金借用書【延長】
- ・相談時家計表



☎ 70-7075 相談専用番号

8：30～17：00月～金曜日（祝日は除く）

相談は予約が必要となります。事前にお問い合わせください。